

○銚田市立小学校児童通学費補助規程

平成 27 年 6 月 1 日

銚田市教育委員会教育長訓令第 1 号

(目的)

第 1 条 この訓令は、銚田市立の小学校に在籍する児童が貸切バスで通学する場合において、当該バスを運行する保護者の団体等（以下「保護者団体」という。）の費用負担の軽減を図るため、銚田市から交付する補助金の交付方法について定めることを目的とする。

(補助の基準)

第 2 条 補助金は、バスの運行を開始した月の 1 日現在の児童数を基準とし、当該年度末までのバスの運行に係る費用から、児童一人当たり月額 4,000 円を差し引いた額とする。

2 前項の補助金は、通学区域外へ通学する目的で運行するバスの費用に充てることはできない。

(申請及び交付)

第 3 条 保護者団体が前条第 1 項の補助金の交付を受けようとする場合は、バスの運行を開始する月の 1 日から月末までの間に、通学費補助金交付申請書（様式第 1 号。以下「申請書」という。）に次の書類を添付の上、市長に提出するものとする。

(1) バス利用者名簿（様式第 2 号）

(2) バス運行に係る契約書の写し

2 市長は、申請書を受理した場合は、速やかに審査を行い補助金の交付を決定するとともに、補助金交付の事務手続に着手するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する申請であることが判明した場合は、補助金の交付決定を保留するとともに、申請者である保護者団体に対し、直ちに協議を申し入れ、バスの運行方法の見直し、申請書の訂正、取り下げ等の指導を行うものとする。

(1) 申請書に不備があるとき。

(2) 運行するバスの利用者が 25 人未満であるとき。

(3) 運行するバスが利用者数に比し不相応な大きさと、運行費用も過大であるとき。

3 補助金は、毎会計年度の四半期ごとに分割して交付することができるものとする。

4 すでにバスの運行を開始しているにもかかわらず、保護者団体が、第 1 項に定める期間の経過後に申請書を提出した場合は、当該申請書の提出された月から補助金を算定する。この場合における児童数の基準は、第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、当該申請月の 1 日現在の児童数を基準とする。

(申請事項の変更)

第 4 条 保護者団体は、提出した申請書の記載内容に変更を生じた場合は、速やかに、通学費補助金交付申請事項変更届（様式第 3 号。以下「変更届」という。）を市長に提出しなければならない。この場合において、前条第 1 項第 1 号及び同項第 2 号の書類にも変更あるときは、併せて、当該変更後の書類を提出するものとする。

2 市長は、前項の変更届により、前条第 2 項第 2 号又は第 3 号に該当する状況を把握した場合は、保護者団体と協議を行い、適切な措置を講じなければならない。

(実績報告)

第5条 保護者団体は、毎年3月末までに、通学費支払実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）及びバス運行に係る経費の支払い証明（領収書の写し等）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の実績報告書を確認した結果、補助金に過不足が認められた場合は、当該過不足の精算を行うものとする。

（交付の取消し）

第6条 補助金の交付を受ける保護者団体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 申請書等に虚偽の事項を記載し、その他不正の行為によって補助金を受け、又は受けようとしたとき。

(2) 申請書の提出後、この訓令に定める基準に該当しなくなったにもかかわらず、第4条第1項に定める届出をしなかったとき。

2 すでに補助金の交付を受けた保護者団体が、前項の事由に該当した場合は、当該団体に交付された金額のうち、取り消された部分の補助金を、直ちに市長に返還しなければならない。

（補則）

第7条 この訓令に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

1 この訓令は、平成27年6月1日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

2 第3条第4項の規定にかかわらず、この訓令の施行日において、すでにバスの運行を開始している保護者団体は、遡及して補助金の交付を受けることができる。ただし、この場合における申請書及び関係書類の提出は、この訓令の施行日から起算して30日以内に行わなければならない。

様式第1号(第3条関係)

通学費補助金交付申請書

年 月 日

銚田市長 様

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

下記のとおり通学費補助金を交付されるよう申請いたします。

記

児童の在籍する学校名	銚田市立 小学校
通学バスの運行方法	1. 直営 2. 業者委託 3. その他 ()
通学バスの利用児童数	人
運行業者との契約金額及び補助金要請額	契約期間：平成 年 月 日から平成 年 月 日まで 契約金額 円 - (児童数 人 × 4000円 × 月) = 円 補助金要請額 円
対象児童の住所、氏名及び学年	別紙のとおり
その他参考事項	

- 注) 1 バス運行に係る契約書の写しを添付してください。
 2 様式第2号を添付してください。
 3 この申請書及び添付書類を通学校に提供する場合のあることを了承願います。

補助金振込先	金融機関名 (支店名)		支店						
	口座種別	普通・当座	口座番号						
	フリガナ								
	口座名義人								

補助金支払時期及び金額

第1期 (6月)	第2期 (9月)	第3期 (12月)	第4期 (3月)	備考
円	円	円	円	

様式第2号（第3条関係）

バス利用者名簿

	児童氏名	学年	保護者氏名	住所	通学距離 (km)	バス乗降 場所	参考事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22							
23							
24							
25							

注1 様式第2号に添付する場合は、参考事項欄に、「新規」、「利用中止」等の別を記入してください。
 2 この様式の記載事項が含まれていれば、他の様式を使用しても支障はありません。

様式第3号(第4条関係)

通学費補助金交付申請事項変更届

年 月 日

銚田市長 様

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

平成 年 月 日付で提出した通学費補助金交付申請書の記載事項に変更が生じたので、下記のとおりお届けいたします。

記

↓変更事項に○印

項目	旧	新
代表者に関する事項	住所 氏名 連絡先電話番号	住所 氏名 連絡先電話番号
通学バスの運行方法	1. 直営 2. 業者委託 3. その他 ()	1. 直営 2. 業者委託 3. その他 ()
通学バスの利用児童数	人	人
運行業者との契約金額 及び補助金要請額	契約期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 契約金額 円 - (児童数 人 × 4000円 × 月) = 円 補助金要請額 円	契約期間：平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで 契約金額 円 - (旧児童数 人 × 4000円 × 既経過 月 + 新児童 数 人 × 4000円 × 残 月) = 円 補助金要請額 円
対象児童の住所、氏名 及び学年	別紙の様式第2号のとおり	
その他の事項		

- 注) 1 契約事項に変更がある場合は、契約書の写しを添付してください。
2 対象児童に係る変更がある場合は、様式第2号を添付してください。
3 この変更届及び添付書類を通学校に提供する場合があります。

補助金振込先に変更 ある場合に記入して ください。	金融機関名 (支店名)		支店					
	口座種別	普通・当座	口座番号					
	フリガナ							
	口座名義人							

補助金支払時期及び金額 (交付済分と未交付分ともに記入してください。)

第1期 (6月)	第2期 (9月)	第3期 (12月)	第4期 (3月)	左記合計額は変更後の補助金要請額となります。 要請額となります。
円	円	円	円	

通学費支払実績報告書

年 月 日

鉾田市長 様

団体名 _____

代表者住所 _____

代表者氏名 _____ 印

連絡先電話番号 _____

下記のとおり通学費補助金に係る実績を報告いたします。

記

児童の在籍する学校名	鉾田市立 小学校
支払いに関する事項	バス運行業者 _____ への支払済額 _____ 円 契約期間：平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日から平成 _____ 年 _____ 月 _____ 日まで 契約金額 _____ 円－保護者負担金の総額 _____ 円 = _____ 円 市からの補助金交付額 _____ 円
備考)	

注) 必ず、バス運行事業者の領収書の写しを添付してください。